

三箇高齢者交流センター利用案内

高齢者交流センターについて

高齢者交流センターは、概ね60歳以上の市民の方が誰でも自由に余暇を過ごすために利用できる施設で、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の活動の場として活用されています。

施設の内容

[2階] 囲碁、将棋、マッサージ機、テレビ等の設備及び管理室

[3階] カラオケルーム、ビリヤード、卓球

利用時間・利用期間

◇午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（ただし、カラオケルームは午後4時まで）

◇利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

休館日

(1) 毎週水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 国民の祝日（振替休日を含む。ただし、敬老の日を除く。）

(4) 上記以外で、臨時に休館日を設けることがあります。

利用できる個人、団体等について

◇センターの利用を希望する者は、個人利用、団体利用にかかわらず、予め、利用登録が必要です。

◇3階のカラオケルーム以外の施設は、1人から利用できます。

◇カラオケルームは、予め、**サークル登録**を済ませた5人以上のサークルが活動を行う場合に利用できます。

使用料

◇各施設の使用料は、無料です。

利用の制限

次の場合は、センター利用の許可はできません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき
- (2) 施設、附属設備及び器具等に損傷を加えるおそれがあると認めたとき
- (3) 特定の宗教に利用されると認めたとき
- (4) 特定の政治団体に利用されると認めたとき
- (5) その他管理上支障があると認めたとき

利用許可の取消し及び利用の中止

次の場合、利用の許可を取消し又は中止を命ずることがあります。

- (1) 利用許可に付した許可条件に違反したとき
- (2) 許可を受けた目的以外に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき
- (4) 公益上又は管理上、特に必要があると認めたとき

利用権の譲渡の禁止

◇利用の権利を譲渡したり転貸することはできません。

管理責任等

- (1) サークルでセンターを利用するときは、秩序保持のためマナー責任者を置いてください。
- (2) センター内では、飲酒、飲食、喫煙はできません。